

学校におけるインフルエンザ出席停止期間

- 学校においては、インフルエンザ出席停止期間が「発症後5日を経過」し、かつ「解熱した後2日」、
 幼児の場合は、解熱後3日を経過していることとなっています。（学校保健安全法施行規則第19条）
 なお、発症当日は0日目となります。
 最短でも、「発症後5日」を経過するまでは、出席停止となります。

○解熱とは、体温が平常時の体温に戻ることです。

	症 状	発症日 0 日 目	発症日 1 日 目	発症日 2 日 目	発症日 3 日 目	発症日 4 日 目	発症日 5 日 目	発症日 6 日 目	発症日 7 日 目	発症日 8 日 目	発症日 9 日 目
例 1	発症後 1 日目に解熱	発熱	解熱	解熱後 1 日 目	解熱後 2 日 目	発症後 4 日 目	発症後 5 日 目	登校可 登園可			
例 2	発症後 2 日目に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日 目	解熱後 2 日 目	発症後 5 日 目	登校可 登園可			
例 3	発症後 3 日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日 目	解熱後 2 日 目	登校可	登園可		
例 4	発症後 4 日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日 目	解熱後 2 日 目	登校可	登園可	
例 5	発症後 5 日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日 目	解熱後 2 日 目	登校可	登園可

その後は、解熱した日によって出席停止期間が順次延期されます。